

### 3 研究紀要

江戸中期の文化年間の新島  
—「御用書物控」と「島役所日記」を中心に—

元法政大学教授 段木一行

## 調査・研究

江戸中期の文化年間の新島—

—「御用書物控」と「島役所日記」を中心に— 元法政大学教授 段木一行

はじめに

享和4年(1804)2月11日に改元があつて文化元年になつた。この年にナポレオンが皇帝になっている。幕府はロシアの進出を警戒して蝦夷地の警備を強化するために北海道の開発を進め、天台・浄土・禅宗寺院の建立に着手している。この年ロシアの使節レザノフが大黒屋光大夫らの漂流民を護送して、交易を求めて来た。ヨーロッパ列強諸国のアジア植民地化の波が日本近海へ不気味に近づきつつあつた。

伊豆諸島は地理的に見ても、江戸警備としての防波堤的意義ありとして、幕府は重視しており、文化年間には2度に亘つて代官所ではなく勘定及び鷹場奉行配下のより上級官庁から、廻島役人を派遣している。

第1回目は文化元年(1804)、第2回は文化5年間(1808)であつた。廻島の目的は海防という幕政の最重要にかかわるものであつた。小さな平穏な島に、幕府は鉄砲64挺・槍42筋もの武器と米250石を配備し、武器の取扱いや異国船襲来の対策などを直接指導している。かくして、文化12年(1815)には伊能忠敬が伊豆諸島に派遣され一ヶ月程新島でも調査している。実際、伊能測量隊が新島を去つた3カ月後に異国船が伊豆諸島にその姿を現している。平穏な離島にも時代の激浪が襲来して来たのであつた。このような状況下に置かれた新島を、主として「御用書物控」(12冊)と「島役所日記」(8冊)を通して、多角的な方向から照射してみようと思う。

### 1. 支配

代官

文化8年(1811)8月2日、伊豆代官職は瀧川小右衛門から榊小兵衛に交替した。「向後諸願・諸訴等我等役所江可申出候」(11)との廻状が大島→利島→新島→神津島を巡っている。三宅島や八丈島へは別の廻状が廻つたようだ。新任代官へ提出すべき書類としては、廻状にかかわる郷村小前連名印の請証文、島方明細帳、及び地方・海辺等を詳細に色分けした島絵図であつた。翌文化9

年(1812)正月には伊豆代官は鈴木伝市郎に交替しているが、引継関係史料は「御用書物控」には見当たらない。8年の「御用書物控」は残念ながら8月2日で後欠になっているが、榊小兵衛は1年未満の短命代官であったと思われる。

文化11年(1814)伊豆代官鈴木伝市郎「書付」が新島に届いた。それは次の通りであった。

其嶋方、今度杉庄兵衛支配所仰付、当月□日郷村諸書物引渡候条、其旨可□もの也

鈴木伝市郎 印

□月

伊豆国附新嶋

地役人

神主

名主

年寄

百姓代(2)

これと同時に届いた新任代官杉庄兵衛「書付」は左の通りであった。

伊豆国附嶋々、我等支配被仰付、当九月廿日、鈴木伝市郎より郷村諸書物請負取候条、其旨相心得、前々被仰出候御法度杯者不及申、先前支配申渡之旨、弥以堅相守、御年貢其外諸上納物無遅滞□□村入用等成丈相減候様、嶋役人共精々□此余者猶又、追々可申渡候、□趣、小前之者迄不洩様申聞、卿□□之儀無之様可取計者也

杉庄兵衛 印

戌九月 日

伊豆国附新嶋

地役人

神主

名主

年寄

百姓代(3)

そして、新任代官へ提出すべきものを別紙で指示している。

別紙 郷村請取候ニ付、申渡之趣、小前連印証文可差出事

一 先前御代官所江書上来候嶋明細帳、鹿兼落無之様巨細相認可差出事

一 嶋方地方・海辺色分ヶ絵図面相仕立可指出事

右之品々取調、早々可差出、此書付・別紙申渡書、一同可相返候、以上

杉庄兵衛役所 印

戌九月廿八日(4)

かくして鈴木伝市郎から杉庄兵衛へと伊豆代官職の交替がなされ、新旧代官所の関係書類は江戸において引き継がれている。小前一同の連印請証文・島方明細帳及び島絵図の提出は代官交替の際に、必ず行われることで、恒例になっている。提出を求められた書類は12月に新任代官所へ提出されている。伊豆諸島は近世の当初から天領で、伊豆代官の支配であった。歴代代官については、若干の異説はあるが、15年にわたる文化年間には下記の5人が努勤めている。

萩原弥五兵衛	寛政10年—文化5年
瀧川小左衛門	文化5年—文化7年
榊原小兵衛	文化7年
鈴木伝市郎	文化8年—文化11年
杉庄兵衛	文化11年—文政9年

しかし、この中に自ら伊豆諸島を巡検した者は一人もいなかった。

廻島役人

#### (1) 文化元年

新島には文化元年(1804)の御用留帳は見当たらないが、「文化元年 新島役所日記」は現存している。表紙には「日記 文化元年子正月ヨリ 役所」とあるものの、書き出しは4月8日からで、7月18日で終わっている。4月8日の記事は新島の大吉船が江戸から流人を乗せて来たというものであった。船には新島流人と三宅島流人が護送されて、新島流人を降ろし、三宅島へは15日に出航している。その間、7昼夜に互って流人船警備人足として104人・警備漁船10艘が動員されている。「日記」の記事は4月8日から5月19日に飛んでいるが、記事の中には4月15日に流人船が新島を出航したことが記されていたりして、日々を追って記録するという「日記」ではなく、「覚帳」に近い。5月19日の記事は大島の波浮湊から与市なる者が来て、廻島役人が大島に到着、2・3日中には新島に乗り掛かるだろうとの情報をもたらした。6月6日廻島役人は新島に寄らず直接三宅島へ向かった。新島からは村役の宇右衛門が大島へ様子を伺いに出向いており、その翌日には帰島してはいる。言うまでもなく御用船も帆船なので風次第であるが、三宅島には無地着岸し、10日に新島からは地役人の前田数馬が年寄宇右衛門を伴って三宅島へご機嫌伺いに渡海し、13日に帰島している。

順路としては三宅島から八丈島へ行き、その帰路に神津島・新島ということになるが、御用船は三宅島を出帆したものの、風に押されてまったく反対の新島に着岸してしまった。廻島役人は正木十郎右衛門と矢島八十八であった。御用船の着岸には引船20艘に300人が動員されている。引船は早島の東方2里の海上で御用船に横付けし、夜中の四ツ時(午後10時頃)に前浜に引き揚げている。引き揚げには島の男女が残らず出て作業している。翌日、地役人前田数馬と若郷村名主勘兵衛らが召喚され、質問に応答している。本村の名主青沼儀右衛門は江戸に出府中で、島を留守にしていたのである。21日には廻島役人は新島

から神津島へ渡ったが、新島からは引船・供船8艘と、88人が警護のため随行している。神津島へは日帰り、その日の午後8時頃には新島に帰島している。

新島滞在中、江戸の嶋方役所からは食糧として、米・味噌・醤油・水油や茶・酒・煙草などが届けられている。廻島役人は新島の属島である無人島の式根島や枝村の若郷村をも精力的に踏査し、村絵図などの提出を命じている。踏査は7月10日頃まで行われ、その後、八丈島へ渡航したと思われるが、新島を離れてからの記録はない。ともあれ、三宅島での調査が約10日であったのに比較すると、新島での調査は約1カ月掛けて行われており、かなり詳細なものであったようだ。なお、矢島八十八は伊豆代官萩原弥五兵衛の配下の手付であるが、正木十郎右衛門は矢島より上位の人物であり、勘定奉行所の役人であろうと思われる。このため、今回の廻島は幕府の海防政策の一環としての性格を持っていたらしいが、詳細については詳らかではない。

## (2)文化5年

文化5年(1808)の「新島島役所日記」は4月21日から9月14日までで、主として廻島役人にかかわる記事に限定されている。また、「御用留帳」は「辰二月ヨリ」とあって9月で終わっており、その表紙には「非常御用留帳」とあって、廻島事項にはほぼ限定された記録に止まっており、通常の「御用留帳」とはいささかその性格を異にしている。そこで取り敢えず「新島役所日記」で廻島役人の新島での行動をまとめてみる。

4月21日に新島の大吉船が御用船となり、廻島役人を乗せて申ノ上刻に新島の前浜に到来した。そこで村役人が御用船に乗り移り、引船数艘に引かせ、廻島役人を無事に上陸させた。御用船は式根島へ廻して停泊した。廻島役人は

橋爪頼助様

(供)

御友之衆

藤田常七様

中田徳兵衛様

喜八殿

清八殿

久八殿

湯本弥平次様

(供)

御友之衆

加嶋要助様

## 平七殿

以上九人

という構成であった。橋爪頼助は勘定奉行所、湯本平次は鷹野方の役人である。この一行には八丈島の地役人である菊池佐内が随行していたが、彼は両使の無事上陸を確認し、その日の夜には番船で式根島に滞船中の御用船に帰って待機している。22日には神主(地役人兼帯)・名主・年寄・百姓代が、廻島役人が滞在する陣屋に呼ばれ、「被仰渡之趣有之、御請証文・本書式冊御渡被成候ニ付、印形いたし差上ル」。

しかし、請文及び本書の内容は『御用書物控』には記述はなく、残念ながら詳らかにはなし得ない。

23日は朝5ツ時(午前8時)頃に陣屋を出て登山前に惣鎮守の十三社神社に参詣してから、海防の拠点とされている宮塚山を見分、途中「困穀蔵御見分」をしている。それよりさらに山道に入り、宮塚山周辺を綿密に探索している。未の下限(午後3時頃)に下山し、さらに村内を巡検する。夜には神主兼帯地役人前田数馬・青沼儀右衛門の両人が呼ばれ、22カ条に亘る質問があったようだが、残念ながらこの部分は虫損が激しく正確には読み取ることができないが、以下のような事項だったらしい。

1. 宮塚山新欠之□事
2. □増日参之事
3. 此節夫食之事
4. かどの之事
5. 人死□存之事
6. □□
7. あした葉類御尋事
8. 女山渡世之事
9. 漁業渡世之事
10. 花いかた御尋之事
11. □□
12. 着船之事
13. 神社参り之事
14. 作方御尋之事
15. □□

とあり、はなはだ不鮮明ではあるが、かなり広範囲に亘る事項が質問されている。

なお、この部分には「貼紙」が添付されているものの、やはり虫損が激しく、質問内容は不鮮明のままではあるが、若干補完し得るものと考えられるので次ぎに掲げる。

1. 宮塚山山道□
2. 錫鉄之事
3. □□
4. □役割之事
5. ほら貝御尋之事
6. 特□石積処之事
7. □御尋之事
8. 井戸土俵之事
9. 人数掛引之事
10. □尋之事
11. 百姓□類御尋之事
12. 絵図面之事
13. □□
14. 鉄砲御指南之事
15. 砲哨方之事

これでも欠損部分が多く、22カ条に亘る質問を正確に把握することができないが、想像をたくましくしてまとめると、以下のようなだろうか。

1. 海上作業は困難に陥り、島民の生活に直接影響を及ぼすことである。それ故に宮塚山は異国船襲来に備えた防御の拠点で、その構築に力を入れている。
2. 「此節夫食之事」の「此節」とは、素直に理解すると廻島役人が来島した時点の意味するもので、その時点の島民の食糧事情の質問だが、異国船襲来に備えての備蓄食糧の

配備を前にしての質問であろう。

3. 錫・鉄については異国船防御に必要な武器資材にかかわるもので、これら資材の現地調達の立場から有利な条件になるので、新島で産出されるものか否かの確認。
4. 前時代的な法螺貝ではあるが、異国船襲来に備えての情報伝達手段としては有効だと整備の必要性が認識されている。
5. 積石は宮塚山に女性、子供及び流人を隠し、男性が侵入者に対抗するための防御対策の一手段として考えられている。大石は上がって来る外敵に向って転がし、小石は飛礫として侵略的に前進を阻止することを考慮しての事前の対策である。
6. 井戸は非常災害ばかりではなく、日常的にも用いられている。島の各所に設置されているが、異国船襲来の防備として、食糧の備蓄に合わせて必要不可欠な水の確保が重要で井戸の所在地と整備が必要であった。
7. 野生のアシタバは島民にとっては重要な生鮮野菜のひとつである。当然のことながら長期防御に不可欠な食糧であった。
8. 女性の山仕事はシイやツバキばかりではなく、多様な山の幸の収穫に重要な役割を担って来た。自然物の確保に女性の山仕事が重視されている。
9. 漁業渡世は新島の主産業であり、異国船襲来に際してゲリラ戦闘員としての男性に対して、これを支える女性の戦闘体制を考慮している。
10. 船着場は異国船からみても上陸地点とも考えられるので、その確認と対応策。
11. 人数駆引は異国船襲来に対する島民の動員や配備についての対応策。
12. 鉄砲指南は配備された鉄砲の射撃訓練や、武器の取扱いの指導で、廻島役人の重要な海防教育、戦闘員の養成。
13. 砲〇合方は鉄砲火薬の調合の指導で、射撃訓練とセットとして廻島役人の島民に対する軍事教練。
14. 絵図面は図上作戦に必要なもので、これによって防御策を練り、作戦の指導を行う。
15. 作方の質問は異国船襲来に備えての事前工事。
16. 「花いかだ」は新島で見られる特色のある植物で、当時幕府が実施している全国的動植物、地場産業の調査にかかわるもので、直接海防には関係のない質問。
17. 神社参詣だけではどのような意味合いかは詳かでないが、日常、非日常に神頼みは当時島民たちにとっては不可欠である、このため特に異国船襲来に結び付けて考える必要はなさそうである。

質問事項は 22 項目にわたるものであったが、虫損が激しいため全体が握かめず、上記項目以外は不明である。しかしこれらによって、おぼろ気ながら廻島役人の巡検目的の主要事項は紛れも無く「海防」にかかわることであったと推定される。この推定を裏付けるものとして、同

日付けの「覚」があり、「竹火縄六十四筋」が「非常為御備」として新島に配備されている。廻島の目的は海防対策であったことは明らかであるが、広く島民の日常生活や特産物などの調査も含まれていた。

24 日条には「御鉄砲御指南」があり、新町から1人・原町から3人が指南を受けている。その後、角場(鉄砲場)の検分があった。後に「鉄砲場＝角場」と呼ぶ地名が見られる場所で、これは新島に限らず、伊豆諸島各島に共通しているところである。これらのことから、江戸防衛のために如何に伊豆諸島が重要な防波堤であったか、後代の太平洋戦争の場合と考え合わせることができよう。

25 日に一行は午前中に陣屋を出発した。山道を歩いて峠を越え、若郷村の囲穀蔵・木戸口を検分し、名主勘兵衛宅で休息を取り、夕方、船で本村に帰還している。数年後に若郷村囲穀蔵の立地条件が問題になり、若郷村の名主・年寄が身柄を拘束されるという事件が起き、ついに名主勘兵衛が罷免されるまでに発展することになるのである。

26 日も鉄砲指南で地役人前田数馬と久兵衛の伴久八に玉入れ稽古を付けている。

27 日も地役人前田数馬を初めとする本村の「若ひ者」に鉄砲指南。海防の第一線にはやはり若者が予定されている。特に地役人に稽古を付けたことは、異国船襲来に際して現地での指揮者と地元の人に一頭地を抜けた知識と実練を要求していたことによるものである。

28 日、約1カ月に互る新島での職責を果たした廻島役人らは漁船で式根島に渡り、滞留中の御用船に乗り移り八丈島に向けて出帆したが、翌29日の五ツ時頃(午前8時)押し戻されて新島の前浜に着岸している。しかし、その日のうちに再び新島を出帆したものの、この時も目的地には着けず、隣の神津島に入津せざるを得なかった。新島からは地役人前田数馬らが神津島へ様子伺いに渡島している。そこで廻島役人から次の5点について、さらに対応を策定しておくようにとの申し渡しがあった。

1. 淡井浦再検分之儀被仰渡候事
2. 羽伏浦防方場所用意被仰付候事
3. 大和田之上五ヶ所、石積要害被仰付候事
4. 江沢場所要害被仰渡候事
5. 若郷村御蔵場所不宜ニ付、最初申上候山神社近辺江取建可仕趣被仰渡候事

以上5点の外、橋爪頼助から「異国なる形チ之木」を調べておくことと、竈<sup>かまど</sup>と炉の注文を受けている。

正式に申し渡しのあった5点については、すべて海防にかかわる事項であり、序でという形で言い渡された「異風」なる木とは、おそらく、幕府が進めている「各地産物集成」のための資料提出であろうか。竈とか炉については個人的な注文であったようだ。ともあれ、これら申し渡しがあったことは、八丈島からの帰路に新島での再検分が予定されていることを伺わせる。



御用船は神津島に10日ほど滞在した後に、ここを離れて三宅島に到着した。閏6月14日前田数馬は若郷村名主勘兵衛らを伴い三宅島へ様子伺いに渡海している。その後、廻島役人一行は八丈島を巡島したであろうが、新島での記録はない。

6月は閏月があったので、約1カ月後の7月8日、三宅島の方向から近づく御用船を山上の遠見が確認して役所に注進した。数馬らが漁船で海上に出迎えのために出向した。引船16艘で新島と式根島間の「さしま沖」から御用船を引き、廻島役人らは前浜に上陸した。橋爪頼助は御陣屋、湯本弥平次は正覚院を止宿とした。翌日は神津島と利島から村役人がご機嫌伺いとして新島に来島している。

その日、江戸から来た船から米89俵を陸揚げしている。廻島役人らの食糧と「御預り納屋」(囲穀蔵)用である。10日には廻島役人らは利島に渡海、これに数馬らが随同行した。廻島役人らは利島での職責を終了し、14日に新島に帰還している。利島から江戸に近い大島へは向かわず、再び新島に帰還したのは、まだ新島での仕事が残っていたということであり、伊豆諸島沖で海防にかかわり、新島が如何に重視されていたかを伺い知ることができよう。翌15日は御用休み。16日は長栄寺に参詣。17日は若郷村を再検分。18日長栄寺境内で利島から来た6人に鉄砲の指南。19日廻島役人は神主兼帯地役人の前田数馬家に招待され、その後、長栄寺で昨日に引き続いて利島島民に鉄砲の指南をしている。20日鉄砲場にて若郷村と利島の者らに鉄砲指南。21日角場にて利島の者どもに鉄砲指南。22—25日は長栄寺で鉄砲指南。26日玉入れの稽古。27日向山巡検。28・29日は利島の者に鉄砲指南。8月1日は御用休み。10日までの記述はなく、11日は宮塚山を再度検分してから鉄砲指南。かくして新島での公務を終了したので、彼らは9月14日に新島を御用船で離れ、大島へと向かった。新島滞在は約1カ月半、往路・復路を合わせて2カ月半に及んでいる。彼ら一行が江戸を出たのが4月16日であり、9月14日に新島を離れ、大島に4月21日に入り、職務を開始している。半年に亘る長期の巡島であった。『新島役所日記』はここで終わっているが、明らかにこの廻島は海防という国策の一環として行われたものであり、一般人への徹底した防衛教育を伺うことができる。これをさらに御用留帳で追ってみよう。

『非常御用書物控』は『新島役所日記』より一と月以上早く、2月28日から9月までの記録が収められている。

まず、3月に江戸を出帆した新島の藤右衛門船は「伊豆国附新島江為非常御手当武器并囲穀等」を積んでいた。この「船中日記」には伊豆代官瀧川小左衛門と、嶋役所の3月17日付けの通達が記録されている。

それには「若風順不宜、何れ之津々浦々滞船可致も難計候ニ付、入津出帆之日々、天気之様子、雨類何風ニ而滞船、何風ニ而其浦出帆与申儀、此日帳に相記、其所之浦役人、又者名

主・年寄致印形、船頭江可相渡候」と、津々浦々役人共へ命じている。御用船には必ず「船中日記」が代官所から船頭に交付される。不安定要素が常に着きまとう輸送手段(民間雇船)の安全と、職責をまっとうさせるため、幕府は御用船の漂着を予想する地方の村々に幕命を持っていた。かくして江戸を出た藤右衛門船に交付された「船中日記」には

- 一 辰三月十九日巳刻、浦賀湊江入津  
御番所御改相濟申候 相州浦賀廻船問屋 水谷助三郎 印
- 一 同廿日卯〇刻、同所出帆
- 一 同廿一日未刻、当湊江入津仕候 相州小網代村 名主 仁右衛門 印
- 一 同廿四日寅中刻、同所出帆
- 一 同日未ノ中刻、新嶋着仕候 新嶋 名主 青沼儀右衛門 印

と順調な航海を果たして、異例とも言えるほど無事新島に到着している。

武器を新島に運び込む前に江戸からの通達があり、その請証文が御用留に記録されている。その中に「新島江若異国船来り、流人等捕行候様之儀有之候而者不宜事ニ付、兼而防之為手当、鉄砲六拾四挺・槍四拾三筋口御渡」と、異国船襲来に備え、流人島である新島の特殊事情が伺える。これは流人が異国人に捕らえられた場合、幕府に対する反逆の可能性を恐れていることが推察されるところである。幕府はこの小さな新島に 64 挺もの鉄砲と、43 筋の槍を配備し、「山手險阻之場所・谷間之通路等」の高所に石を積み置き、異国船に襲撃された場合には海岸では戦わず、山手に女子供や流人共を隠し、地形を利用して防御する。現在のゲリラ作戦を伺わせるような戦略を指示している。しかし、流人の中でも防御に働く者あれば、「御賞美筋之儀も可有之」としながらも、流人共にはこのことは伏せ、役人のみが承知しておくべきであると細かい。流人に対しては当初から懐疑の目を向けながら、その一方では期待もしている。

新島に送り込まれた武器は鉄砲 64 挺・鉛 64 貫・合焰消 25 貫 500 目・口薬 28 匁と口 64 口(薬入共)・竹火縄 64 筋・鋳型 5 膳・鋳鍋 5 枚・槍 43 筋及び罌穀米 250 石であった。巡島役人の派遣に先立ってかくも大量な武器等が新島送り込まれたのである。のちに罌穀米 250 石は「非常御手当罌穀納屋」に収納されたものの「虫付相成り滅石」している。高温多湿の伊豆諸島では国地とは保存状態が異なるので、当然のことと言わざるを得ない。江戸の嶋方役所では出府中の年寄又右衛門にこのことを問い正したが、十分な納得の行く回答が得られず、新島での最高責任者である・地役人前田数馬に出府を命じ弁明を求めたが、いまだ出頭しないのは「如何之訳ニ候哉、以之外ニ候」と厳しい。数馬は病床の身であった。

文化9年(1812)の『新島役所日記』には、「御蔵詰、村中麦虫付候様ニ申立候ニ付、銘々へ相渡干立申付ル」(8月27日)とあって、罌穀は米ではなく麦に替わっている。幕府が配備した

困穀米は、島の環境では保存できず、島地で生産された麦に置き換えられている。これは当然のことであり、代官所の許可を得ての入れ替えである。虫付きの米は島民に配分され、それに見合った量の麦を徴収備蓄している。

一旦配備された鉄砲 64 挺の内 10 挺、槍 43 筋の内 7 筋を後に大島への繰替を命ぜられている。(7) さらに困穀米 250 石の内 90 石を三宅島へ繰替することも命ぜられている。(8) 欠年月日の「覚」によると、最終的に備蓄米は新島 160 石・大島 120 石・三宅島 184 石 4 升が配置されている。

新島では配備された鉄砲の維持及びその稽古のための費用を捻出するために、「御鉄砲畑」を島民に割り当てている。(9) これは新たに畑を開墾したのではなく、各人が所有している畑の一部を「御鉄砲畑」に指定し、その収穫を徴収するという方法だったようである。

山陰に目立たないように積み上げた石については、上がって来る敵に対して、大石は転がし、小石は飛礫として利用し、抵抗するなど、その使用方法まで教授している。困穀蔵の建設費用は 156 文 2 分で、これは江戸の嶋方役所から支給されている。(10)

文化5年武器や非常備蓄米を送ってから1と月後に異国船襲来に備えて「嶋方之もの共心得方等之儀申含之ため」廻島役人として勘定奉行所から出役として橋爪頼助と、鷹方から湯本弥平次が派遣されるとの通報があった。

廻島役人らが乗船した御用船は新島の大吉船が指定されている。「船中日記」によると

- 一 辰四月十六日申上刻、江戸川出帆仕候 新嶋船問屋 鎌谷忠兵衛 印
- 一 同月十七日申上刻、当湊江入津 神奈川湊 名主 源右衛門 印
- 一 同月十八日卯上刻、同所出帆 同 名主 源右衛門 印
- 一 辰四月十八日辰下刻、当湊入津
- 御番所御改相済
- 一 同 十九日卯ノ下刻出船 相州浦賀廻船問屋 春木四郎左衛門 印
- 一 同 四月廿日辰上刻、南風二而当波浮湊江入津仕候
- 一 同 廿一日巳ノ上刻、同所出帆 豆州大嶋波浮湊 一式引受人 平六 印
- 一 同日北風之処、九ツ時頃方南風風二相成、漁舟数艘二而罷出、引舟二而申ノ上刻、新嶋前浜江着船、御役人様方御揚陸被成、船者即刻漁舟二而引、新嶋持式根嶋沖ノ浦江、酉ノ下刻入津仕候
- 伊豆国附新嶋 名主 青沼儀右衛門 印
- 一 同廿八日巳ノ下刻、御役人様方漁船口新嶋前浜御出船、同月午ノ刻式根嶋御口、御用船江御乗移被成候 伊豆国附新嶋 名主 青沼儀右衛門 印
- 一 同月同日、式根嶋中ノ浦、午上刻、御出帆被成候

(この間欠カ)	同所	名主	青沼儀右衛門 印
一 同閏六月十日巳ノ下刻、八丈嶋御出船	三根村	名主	三郎右衛門 印
一 同閏六月十一日未上刻、三宅嶋御着船	三宅嶋	名主	太次右衛門 印
一 同七月八日辰ノ中刻、三宅嶋御出船	三宅嶋	名主	太次右衛門 印
一 右同日未ノ刻、新嶋御着船	新嶋	名主	青沼儀右衛門 印
一 辰九月十四日卯ノ中刻、新嶋御出船	同所	名主	青沼儀右衛門 印

御用船の入津・出船の記録をたどると、廻島役人の行動が良く分かる。4月29日から閏6月9日の間は八丈島に渡島し職責を執行していたものと推定される。

廻島役人が新島で二度に亘って宮塚山を検分していることは、海防上、新島の防衛拠点として重視されていたことを意味している。廻島役人が去って4年後の文化9年3月15日「年寄式人・頭役三人、宮塚山之内防場并水場、一通り見分ニ罷越ス」(11)の記事から、防御の拠点である宮塚山にはその後も島役が常時点検していたことが伺える。島の女・子供や流人共を山陰に隠し、男衆が外敵を迎え撃つ場所が、惣鎮守社の裏山に当たる宮塚山だったことが読み取れる。ここには積石をした防御拠点があり、長期防衛に備えて飲料水の確保が可能だったことも伺えるのである。

### (3) 異国船出現

文化12年(1815)の慌ただしい年の暮れの12月28日、東浦で山仕事をしていた2人の島民が、申上刻(午後4時頃)に丑寅(北東)方向の沖を走る大型船を見た。日本の船とは違うもので、2人は異国船ではないかと思い、急ぎ陣屋へ通告した。報告を受けた陣屋の村役は遠見でこれを確認したが、余りにも遠方なので確かとは判別できないが、3本マストで、帆を七合目程上に巻き上げていた。外に柱が2本見えた。しばらく尾根を伝わって監視したが、式根島と神津島の間を通り、新島からは海上4里程離れ、次第に遠くなり、しかも日暮れにもなって視界から消えた。翌日の早朝から最寄りの山頂に上って見廻したが、船影を確認することはできなかったと、江戸の代官所と嶋方役所へ急ぎ報告している。(12) 異国船の不気味な影が、平穏な日々を送っていた伊豆新島の人達に直接衝撃を与えた不気味な事件であった。

それから2年後、「新島役所日記」文化14年(1817)10月17日条に

異国船之儀ニ付

一 利薦方仕立船ニ而御用状到来

と見える。この御用状とは次のものであった。

去月廿九日大嶋波浮湊沖合江異国船漂流之由、其後当月三日夕七時頃大嶋辰卯之方沖合江怪敷船相見、字センは鼻之方江乗寄、前浜方見請候処、船形者帆柱三本ニ而帆数多く、

異国船ニ相見候間、夫々手配いたし候得共、右船者せんは沖方利嶋口沖合江為走参口方、利嶋末之口口得者不相見口、大嶋方追々注進有之候、右之通怪敷船、其嶋方ニ而見請候儀有之哉、有無共我等儀、此節豆州下田湊江出張罷在二付、早々下田湊江罷出可申聞、尤徑敷船与見請候ハ、兼而申渡置候通、無油断夫々手配いたし、是又早々可致注進候、以上  
丑十月十二日 杉庄兵衛 印

新嶋

神主

名主

年寄

9月29日に大島沖合に異国船が漂流しているのが発見された。その後10月2日に大島の東方に怪しい船が見え、「せんば鼻」の方向に寄って航行して行った。帆柱が3本で明らかに異国船である。その異国船は「せんば」沖から利島沖へ走り姿が見えなくなったが、この怪しい船を新島では確認したか、返答は代官所から伊豆下田へ役人が出張しているので、早々その方へ出頭し、もし発見したならば直ちに注進せよと言うのである。新島からは年寄利左衛門が下田に出頭している。(13)この時に提出した請書には「当嶋二而者一向眼掛り不申候」というものであった。

#### (4)伊能測量隊

文化12年(1815)伊豆代官からの「嶋触」が届く前に、江戸の伊豆島宿伊勢屋庄次郎からの情報がもたらされている。それは「(新島)藤右衛門船帰帆二付、一筆啓上仕候」で始まる書状であった。藤右衛門船は4月24日申ノ下刻に新島に到着している。(14)もたらされたその書状の中に

一 此度三宅嶋笹本船嶋々測量為御用与御雇船二相成、当月廿六日江戸川出帆、尤御役人中ハ豆州下田湊ニ而御乗船被遊候積り御座候、右御名前左之通ニ御座候

測量方御役人衆中

一 高橋作左衛門様御手附

大御番 加納大和守同心 永井甚左衛門

同 同心 御細工 留五郎伴 川谷清次郎

伊能勘解由弟子

阿部備中守内 菅太仲弟 箱田左太夫

同 津田壮之助内 渡辺兵左衛門弟 保木敬藏

棹取中間 兩人

小者 三人

〆九人



外売人 是者重役衆之由ニ御坐候、御名前不相分、御乗船之由ニ御座候 右之通御乗船、御廻嶋之由ニ御座候間、御心得之ため御達シ申上候、此段左様御承知被成候

伊豆代官所からの正式な「嶋触」は大島・利島を經由して4月28日に新島に到着した。そして受理した新島では規定の事務処理後直ちに早船を仕立てて神津島へ転送している。神津島からは「御支配様 嶋継之御触書」等を5月2日付けで受け取った旨の請取証文が新島に送付されている。「嶋触」の内容は伊勢屋庄次郎の書状と同じだが、「御細工同心留五郎伴川谷清次郎」が、「御細工同心富五郎伴門谷清次郎」になっているだけで、名前の違いはあるにせよ同一人であることは確かであろうと思われる。

この調査隊はいわゆる伊能忠敬が率いる日本全国測量の一環で、伊豆諸島の測量隊は永井甚左衛門を責任者とする総勢9人で構成されていたことが分かる。

「賄方之儀者手賄ニ而人足等之儀茂成丈省略いたし候筈ニ候」とあり、小者が賄方を勤め、地元には負担を掛けないとしているが、代官所からは入用の品は速やかに手配し、「卿廉略無之様可取計候」と指示している。

測量は4月中旬に伊豆下田から永井甚左衛門等5人と棹取仲間2人・小者2人の計9人が乗船、最も遠い八丈島へ渡り、そこから順次北上しながら伊豆諸島全域を測量する予定を立てている。測量には各島では人足9人を出して協力することを各島で申し合わせた。また、大島・三宅島では馬3頭、その他の島では馬は飼育されていないので、代わりに牛3頭を提供し、必要によって船を提供するが、船については漁業に差し支えが生じた場合は勘弁を願うとし、測量隊の受入態勢を整えている。また、宿泊所は空き家を提供し、賄方はなしとは言え、水汲み人足を出す(15)。薪などの代金は米で受け取るなど実に細かい。この申し合わせを島方代官所へ提出し了解を求めている。

御蔵島村役場所蔵文書の中に、文化12年4月2日付けの「御請書之扣おうけしよのひかえ」がある。伊豆代官所から発給された文書の控で、測量隊は八丈島から順次北上し、各島の測量を実施するので準備することを命じている。

測量御用役人が乗船する三宅島新兵衛船が5月18日午ノ中刻に新島の前浜沖に姿を見せた。島役は漁船を駆って様子伺いに出向いた。御用船は順風を受けて無事新島を通過した。新島では山頂に遠見番を置いて御用船の様子を監視した。「日和宜御座候故、八丈嶋江御着岸被為成与奉候」と江戸の代官所へ急使を立てている。(16)月

9月11日、測量隊は八丈島、三宅島での任務を終了し、さらに神津島までの測量を済ませた測量隊が新島に到着した。新島での測量は直ちに開始され、ちょうど1ヵ月を要して終了し

た。かくして「十月十一日巳上刻、北風ニ而御出帆被為成候」として、次の測量地である利島へ向かって行った。

## 2 新島の日々

### (1) 農業

文化13年(1816)2月18日「浜辺江小松植させ申候」と『新島役所日記』に見える。これは今でも見られる新島の情景になっている防風林で、当然のことながら村の共同作業によるものであった。まさに長い歴史の中で培われた「白砂青松」の心和む風景である。

文化12年8月付け代官所への届書に「当嶋百姓家数都合三百七拾五軒之处、此度百姓子孫之内、次郎吉与申者、百姓家数ニ加へ仕度、御用相勤申度旨願出候ニ付、相続為仕申候、依之、此段御届奉申上候」(18)と見える。文化期には新島の百姓戸数は376軒前後であった。独立する百姓の問題は村落自治であって、代官所への承認を必要としなかったのであろうか、代官所へ届出ればそれで済んだらしい。ただ、年貢や労役の負担は当然ながら負わなくてはならないことであった。しかし、独立して家を構えることのできる百姓は、分割できるだけの資産(耕地及び漁業権等)がなければならぬ。一般的な百姓では子弟を島内にあって別家独立させることは困難で、長男以外は江戸など国地へ奉公稼ぎに出すのが普通であった。

文化13年(1816)の人別書上(19)によると、新島に家数376軒、惣人数2,041人(男998人・女1,046人)であった。この後次郎吉と惣八が正式に百姓家数に仲間入りしており、微増する傾向にあった。当時島内人口の増加を可能にしたのは、甘藷移植の成功で、伊豆諸島では新島から種芋を譲り受け文化年間以降開拓事業が進み、人口の増加傾向が顕著になっている。

文化12年(1815)9月付けの「新開場切替書付」がある。これは新規開墾地の書上で、代官所へ提出したものの控である。

惣名向ヒ山之内 字大原

一 新開 反別三町貳反廿六歩

内反別三拾貳歩

去戌改出

此取永百九拾貳文五分

惣ミやつか山之内 字清水

一 同反別貳町五畝五歩

内反別貳畝五歩

去戌改出

此取永貳百五文貳分

内永八拾貳文貳分

御吟味ニ付増

合反別五町貳反六畝壹歩

内反別五畝廿五歩

去戌改出

此取永三百九拾七文七分

内永八拾弍文毫分

御吟味ニ付増

この開墾は瀧川小左衛門が代官の時(文化 5-7 年)に行われ、文化 6 年(1809)から 5 年間は年貢免除(鍬下免除)されていた。年季明けになった文化 11 年(1814)に改めて提出したものがこれである。その結果、年貢が上記のように決定された。大原地区については切替畑並とされたが、地味薄く見込み通りには収穫は望めない、「格別之御勘弁」と願い出ている。清水地区もまったく同様で、しかも居村から遠く「小前一同難儀仕候間」減免して欲しいと申し出ている。(20)

甘薯移植は伊豆諸島中、新島がもっとも早く、寛政年間から始まり、心血を注いで成功を見た。他の島々は新島から苗を求め、移植技術を学び、それぞれの島に移植した。爆発的な開墾事業が進められ、文化年間には人口が急増している。甘薯移植の成功は安全食糧の確保であった。右の史料に見られる「大原」「清水」地区の開墾も、「切替畑並」の劣悪な畑地で、明らかに甘薯畑として開墾された耕地であることは疑問の余地がない。

甘薯移植以前の享保 2(1722)「指上申新島畑之覚」(21)によると

本村	畑	8 町 9 反余
若郷村		3 町 2 反余
計		12 町 1 反

で、麦・里芋・粟・大豆・大角豆<sup>ききげ</sup>・大根・菜物が植えられていた。寛政 7 年(1795)の 9 月「新島土地様子産物出方申上候書付」(22)によると、新島の畑地は

本村	新古惣畑	56 町 8 反 6 畝 3 歩
若郷村	同	7 町 5 反 2 畝 6 歩
計	同	65 町 1 反 8 畝 9 歩

と 5 倍以上も急増している。これは伊豆諸島で最も早く新島の指導を受けて他の島々も新島に追随している。

江戸の伊豆代官所や嶋方役所は伊豆諸島の殖産振興にも力を入れており、文化 12 年(1816)には桐の苗木を新島に 50 本試植させている。この試みに、8 割の補助をしている。(23) 桐苗の移植の外にも龍眼・肉桂・甘蔗(砂糖)・煙草や薬草類の移植も奨励している。漁業の面では捕鯨の技術導入もしている。代官所は島民の生活安定に力を入れているが、その多くは成功するまでにはいたっていない。

文化 14 年(1817)8 月 6 日、この年もサツマイモ畑番 5 人が置かれた。番人は流人の中から選ばれる。

9 月 5 日「薩摩畑芋盗人吟味ニ付、女共十五歳 六拾才迄、御陣屋へ不残呼出有之」とあり、



サツマイモの盗人を頭から女性と決め付けている。確かに盗人の多くは女性ではあったが、男性や流人もいたのである。

家庭内で家族の日々の食事に心掛けるのは女性であるのは現在でも同じだが、封建社会では権利は認めないが責任だけが強要され家庭での女性の立場は弱く、封建社会の通念として食料の確保は主婦の責任とされていた。

9月8日、9人の島民が盗人の嫌疑を掛けられ、陣屋で尋問された。その内訳は男3人・女6人であって、女性だけではない。11日は新たに女性2人が尋問を受けた。12日にも新たに9人(男3人・女5人・流人1人)が尋問を受け、その内の7人が手鎖に処せられ、残り2人が拷問を受けている。(24) この盗難を陣屋へ通報したのは番人の流人であった。

島民は流人を監視する義務を課せられていたが、このように流人(芋番)が逆に島民を監視するという、相互監視制度は新島に限られたことではなく、広く伊豆諸島全域で実施されている。この悪意に満ちたこの相互監視制度は代官所の発想であったことは確かと言える。決して島民が容易に考えつく制度ではないのである。

文化3年(1806)3月、江戸の嶋方役所から次のような通達があった。

#### 覚

##### 一 黒米干飯三俵者

此石壺石式斗也

但米之通つき釜湯ニ而贅湯江入、ざっと煮立、湯をこぼし、蒸置相用ル、尤つかばとも、前同断口とし、常之米壺合ニ而、凡三

合程ニも相当り候由

右者此度浅草御蔵ニおみて、黒米干飯出来、御払ニ相成候、依之、其島江右干飯差遣候間、夫食足ニ合之、為ニも可相成

候得与試ニいたし、望之もの有之者、石数取極メ、追而石数可申出候、尤当時御直段之程者、金壺兩ニ付干飯壺石四斗替

ニて、御渡ニ相成候得共、米直段高下ニ随ひ、干飯直段茂可相狂候、右之心得を以、能々口し、追而答可申出候、以上

寅三月 嶋方会所 押切

新島 役人 (25)

恒常的に食糧不足の新島はここ数年不漁・不作が続いた。その窮状を緩和する方法の一つとして、江戸の嶋方会所から来た書状がこれである。これによると幕府の浅草御蔵に「黒米干飯出来」たのでとある所から、黒く変色をきたした古米のことであるかどうかは詳らかではないが、四斗入3俵を新島に送るので試食してみてはどうか。調理方

法を記したので、それに従って調理すると、通常の米の3倍に相当すると言うのである。幕府の放出価格は1両につき1石4斗(米相場により若干の高下はある)であると言う。もし、希望する者があったら、新島の役所で取りまとめて申請するよにとの通達であった。

「黒米干飯」とはどのようなものであろうか。まず沸騰した湯に入れ煮立て、湯こぼしをしてから元に戻し、通常に炊飯すると3倍の量になると調理方法を伝授している。当時一般的には「黒米」とは玄米のことを言い、それを干し立てたものと素直に解釈すれば、軍食用・非常用の食糧で、密度の濃い米であろうと思われる。しかし、上記の「覚」では「此度浅草御蔵ニおみて黒米干飯出来」の文言にいささかひっかかる「出来」とあるところから素直に受け取れないものを感じるのである。

その月の24日に新島の忠右衛門船が干飯3俵を積んで到着している。これを請け取ったと言う「請書」に「此度浅草御蔵ニ御払米干飯」(26)とある。保存期限の切れた古米、または軍食用・非常用の放出であるかは詳らかではない。ともあれ、新島役所ではこれを島民に配布して試食したところ、「一同熱望仕り、400俵の購入を希望するが、年貢等の上納義務があるので、とりあえず150俵とし、「追々漁業稼を以、御代銀調達仕次第御願申上度、銘々心掛ヶ可仕候」と返答している。欲しいが、不漁・不作続きのため先立つ金銭のやりくりが整わない様子が伺える。しかも即金ではなく、分割払いを希望しているのである。

伊豆諸島では生産物の販売は江戸の嶋方役所(嶋会所)を通さなければならない。食糧ばかりではなくどのような品でも嶋方役所を通して購入することになっている。文化13年(1816)にも「米穀其外諸買物、御会所ニ而御買入被差遣候」(27)とあり、小買物類も例外なくこの方式によっている。

ところで、幕府放出の「黒米干飯」は1両につき1石4斗とあるが、江戸市中の米相場が気になるところである。文化9年(1812)の「新島役所日記」に江戸から帰帆した船が持ち帰った米相場の情報は次の通りであった。

6月1日	金1両につき米	1石3斗替
10日	同	9斗6升替
8月17日	同	9斗替
9月4日	同	8斗6升替
11月28日	同	1石1斗替

文化13年(1816)には

6月6日	金1両につき米	8斗3升替
29日	同	8斗8升替
7月5日	同	8斗5升替

12月7日 同 8斗9升替

で、幕府放出の黒米が果たして安価であったかどうかは判別しにくいところである。

文化9年(1812)正月18日「今日疱瘡安全之御祈禱相願候二付、沖山留相触候(28)」

と突然のように疱瘡除祈禱があり、山海の作業中止の記事が見える。さらに3月8日にも「旧冬疱瘡時行候二付」とあり、利島(29)との漁業相談には疱瘡の流行によって本村からは誰も出席できないので、若郷村に書状をもって利島との談合を依頼している。後欠ではあるが、文化9年3月付の「乍恐以書附奉申上候」は次の通りである。

一 去ル未十一月下旬、当嶋廻船江戸表方帰帆仕候処、右水主内壱人、国地方疱瘡病ミ付、船中介抱仕候処、□□之上、差重不相叶病死仕候、夫より程なく近辺之子供□□村中頻りに流行仕、本村之□□以下大凡人数三百五拾人、追々病付、色々養生仕候得共、内男女□人病死仕候」(30)と見える。すなわち、江戸から帰帆した新島船の水主一人が疱瘡に罹り死亡したと言うのである。さらに近辺の子供が感染し、村中にも広まり、約360人が伝染、かなりの村人が死亡したと、伊豆代官所へ報告している。当時、本村の人口は約1760人であり、5人に1人が感染している。いわば無菌状態の離島であったがために、疱瘡の感染はまたたく間にしょうけつを極めたと言える。

文化14年(1817)は小雨の年であつたらしく、雨乞い行事が多かった。その辺りを「新島役所日記」で見ると

4月20日	植付諸願掛ヶ	(鎮守・長栄寺・龍王様)
5月2日	雨乞願掛 上ヶ物	(鎮守・長栄寺・龍王様)
3日	雨乞願掛	天窓役3文ツ
8日	雨乞願掛	(鎮守・長栄寺・龍王様)
10日	雨乞願掛	天窓役2文ツ
21日	植付願果 上ヶ物	(鎮守・長栄寺・龍王様)
27日	雨乞願掛 上ヶ物	(鎮守・長栄寺・龍王様)
28日	雨乞御祈禱	天窓役3文ツ
6月5日	雨乞願掛ヶ	(鎮守・長栄寺・龍王様)
6日	雨乞御祈禱	天窓役□□
14日	雨乞	上ヶ物
15日	雨乞	天窓役
19日	雨乞願掛ヶ上ヶ物	(鎮守 3貫500文・御洗米・御神酒 長栄寺 2貫500文・御洗米・御酒 龍王様 200文・御洗米・御神酒 長栄寺御宝物 供物・御洗米・御酒)

- 20 日 今朝より7日間雨乞
- 24 日 雨乞願 名主・百姓惣代 今日より3日御籠り、五人組それぞれ汐こり取りと神仏参り
- 7月7日 雨乞願果 (鎮守 御初穂□□ ・御洗米・御神酒  
 鎮守御宝物 御尾 500 文 ・御洗米・御神酒  
 龍王様 御初穂 200 銅 ・御洗米・御神酒  
 長栄寺 御布施 1 貫 100 文・御洗米・御酒  
 長栄寺御宝物 御初穂 500 文・御洗米・御酒)

8 日 雨乞願掛成就御礼 名主・年寄利左衛門 お籠り

「植付」とあるのはサツマイモの植え付けを意味している。新島だけではなく伊豆諸島ではサツマイモは第一の夫食であった。風が強く、砂地の畑に強いサツマイモも、降雨が極端に少なく、かつ強風の年には不作に陥り易い。雨乞いはほとんど毎年のように行われているのである。新島での雨乞いは主として鎮守(十三社神社)と大寺(長栄寺)及び龍王神に祈祷するが、時には鎮守と大寺の宝物にも供物が捧げられる。神仏への供物は「天窓役」名目で、島民が均等に数文ずつ負担する。雨乞いが中々成就しない場合は神主・住職の外に、名主以下の村役が参籠することがある。

(2) 口明け

少ない天然資源を収穫するのに無秩序であってはたちまち枯渇し、再生産が望めなくなる。新島では特定資源については村決めによって資源の保全を行うために、一般村落同様に「口明け」が決められていた。文化11年(1814)の「新島役所日記」によって、島での「口明け」を整理してみる。

- 3月7日 式根島あかし口明ヶ
- 17日 もく口明ヶ
- 27日 菜口あけ
- 7月24日 式根島椿山口明ヶ
- 8月7日 惣郷椿山口明ヶ
- 10日 御年貢椿取立
- 9月2日 御年貢椎山口明ヶ
- 3日 椎山初穂取立
- 22日 惣郷椎山口明ヶ
- 23日 椎取立 男5合・女8合ツ
- 10月2日 椎山三度目明ル
- 3日 椎取立 男3合・女5合ツ

- 5日 茅口明ヶ
- 6日 右同断
- 17日 椎山四度目明ル
- 18日 椎取立 男2合・女4合ツ
- 11月3日 椎山五度目明ル
- 4日 椎山取立 男1合・女2合ツ
- 20日 椎山六度目明ル 山取ナシ

上記によって、あかし・もく・菜・茅・椿・椎が口明ヶの対象になっているが、カツオの餌魚「とふこ」(トウゴイワシ)なども口明ヶの対象である。あかし・もく・菜は具体的にどのようなものか詳らかではないが、文化13年(1816)の『新島役所日記』に「五月十六日 海藻式度目口明ヶ」と見えており、あかし・もく・菜はテングサなどの海藻であろうと思われる。どの地方も同様だが、新島でも口明ヶを破った場合、村決めによって厳しい処罰があった。文化11年(1814)口明ヶでない日に、流人らが拾い集めたツバキの実を買い取ったとして島民と流人が処刑されている。ツバキ実を拾った流人は「当春流罪之者」であり、村決めを知らなかったものと判断されて、「勘弁を以、相当之咎の沙汰二不及、叱り置」(9月8日条)かれたが、島民の中では村替(本村から若郷へ、本件については翌日祭礼により恩赦)・島外退去(三宅島へ、三宅島からの寄留者)・

過料(2貫文)が課せられた。また、自滅(死刑)になった流人もいた。

### (3) 祭礼行事その他

文化9年(1812)の『新島役所日記』でこの年の祭礼を追ってみる。

- 正月8日 諸願掛け
- 18日 疱瘡安全祈祷
- 3月29日 今晚漁待、明朔日神参り、夕方浜宮へ漁業繁盛願として、江戸王子稻荷の幟を建てる
- 4月7日 鎮守社務祭礼
- 5月3日 (甘薯)植え付け雨乞願掛け
- 8日 雨乞願掛け、供物入用として、小前1人につき3文ずつ取り立て
- 11日 3日間風待願掛け
- 22日 (甘薯)植え付け願果、供物いたす
- 6月1日 廻船御用船安全祈祷
- 3日 海難者(尾州船)施餓鬼供養、お清め祈祷
- 7日 毎年の通り天王様祭礼、御神輿棒キ女子2人・太鼓男子1人
- 11日 雨乞願掛け神参り

- 17日 浜祭り相談のため、舟持衆の寄り合い決め
- 18日 浜祭り相談し決める
- 21日 雨乞い・餌祭り祈祷供物(浜宮・鎮守・三宝様)
- 27日 浜祭り
- 7月14日 若者踊り
- 15日 若者踊り
- 8月9日 御蔵沢明神神遷宮祭り
- 11日 伊勢御初穂、小前家別50文ずつ取り立て
- 25日 原町井戸遷宮祭り
- 9月19日 椎山取初穂、家別2合ずつ
- 10月3日 山観音堂入仏供養開眼(神主及び祝部3人)
- 18日 霜月子供祝いの華美を禁止
- 12月3日 若郷宮造明神鳥居造立祭礼
- 7日 年中諸願果祝祭
- 16日 □不動鳥居造立祭礼

天王様の祭りには女子神輿の渡御があり、神輿の担ぎ手は2人の処女で巫女姿であったと島の古老は語るが、この風習は現在伝えられていない。浜祭りは漁業者の大漁祈願及び大漁お礼の祭り。7月14・15日の両日行われる「若者踊り」は現在でも伝承され、無形民俗文化財の指定を受けている。「大踊り」である。これは盆踊りのひとつで、文化年間には「若者踊り」と呼ばれていた。この伝統的民俗文化財については、本田安次氏『東京都民俗芸能誌』(31)下巻に「新島の芸能」という、優れて詳細な論考があるので、重複は避けたい。「霜月子供祝い」は「紐解き祭り」とも呼ばれ、現在の七五三祝いのことである。新島ばかりではなく、このような祝いが華美になるのは、特に漁業を専らとする地方の一般的な傾向で、新島役所はこの傾向を抑止しようとしたものである。この年の大漁が伺える。

これら祭礼の日に合わせて恩赦があったりする。この年は6月27日の浜祭りに、前年の5月に磯廻りして、漂流物を勝手に拾ったという罪で若郷村に村替えになっていた。流人の藤八と、この年の2月8日に同じく若郷村へ流人佐大夫の2人が許されて本村に帰っている。(32)村替えは流刑の島内版と言える刑罰で、流人に限ったことではなく、島民も村替えに処されることもあった。(33)このような島内の処分は特に代官所指示を待つことなく、報告することでもなかったらしい。また、他の島からの寄留者で帰島を命ぜられたという例もある。(34)いたって例外的ではあろうが、流人源蔵が無人島の地内島に7日間流されている。(35)

文化9年2人の若者が伊勢参りに出島した。(36)文化11年には名主青沼儀右衛門が島民と2人で伊勢参りに出掛け帰島した節には追って届け出ると代官所へ報告している。(37)『新



島役所日記』の2月3日には、「権左衛門舟二而名主青沼儀右衛門殿、伊勢為参宮与出嶋被致候」と見える。彼が江戸表を經由して帰島したのが3月27日であったが、一般の島民が下田經由であるのに、儀右衛門は名主であるが故に代官所へ顔を出し、島民への夫持米と流人3人の赦免状を受取るなどの公務を勤めている。文化13年2月にも島民の七左衛門が出島している。

伊勢参りの外に島民は江戸へ行く際に、遠回りして下田に上陸し、身延山や大山参りもする。新島は日蓮宗一宗ではあるが、新島の長栄寺の本山は下総国の正中山法華経寺であって、身延山ではない。かつては法華経寺への参詣があったが、文化年間頃は信仰よりリクリエーションの傾向が優先している。

#### (4) 年貢等

文化年間頃には新島が上納する年貢等は次の通りであった。

永 16 貫 983 文	品々年貢
永 12 貫 261 文 3 分	見取永
永 7 貫 500 文	式根島冥加永
永 402 文 7 分	切替畑年貢
永 2 貫 80 文	廻船帆別永

計永 39 貫 227 文

外永 6 貫 142 文 4 分畑反別・帆別増永

合計金 45 両永 371 文 2 分

廻船帆別永の内訳は

12 反帆 4 艘 永 1 貫 440 文 増永 144 文

大吉船・利兵衛船・藤右衛門船・権左衛門船(各永 360 文)

8 反帆 4 艘 永 640 文 増永 64 文

藤右衛門船・与次右衛門船・勘兵衛船・八兵衛船(各永 160 文)

漁船 43 艘 各永 1 貫 505 文 35 文

これは文化9年(1812)の例である。(39)この表示で明らかなように、すべて金納になっている。注目すべき点はいくつかあるが、中でも式根島について7貫文の冥加金が上納されている点である。式根島には良好な風待ちの入江が3カ所程あって、航行する船舶が天候急変などの際に避難できる命とも頼む湊になっている。式根島は無人島で、新島の入会地になっており、無断で利用することは厳しく禁止されている。幕府に冥加金を上納していたがために新島以外から利権を伴う申請が何度もあったが、その度に新島はこれを拒否できた。

増永の存在も注目される。これは新島だけではなく天領である伊豆諸島に共通する制度で、伊豆代官の指導によって実施された、飢饉対策としての積立金制度である。これによって自己

救済制度が確立された。

(5) 出稼ぎ

文化8年(1811)の『新島役所日記』は、表紙に「文化八年 辛未八月」とあって、8月6日から書き始めている。おそらく、それ以前のもは別冊になっていたものと思われるが、今のところ現存の確証はない。その中に

小十一月朔日子 快晴 北風

若郷村勘兵衛廻船出帆届として、船頭喜左衛門罷越、便舟手形認相渡、外二帆別永書上物、在府市右衛門江相届候積二て、袋入壺冊、喜左衛門へ相渡し遣ス

江戸四日市庖屋徳右衛門方へ奉公稼二罷出申候

若郷村便舟入 百姓 喜右衛門 未三拾七才

同 鉄炮州河内屋庄八方へ奉公稼二罷出申候

同 茂左衛門 同三十四才

合式人

と見える。勘兵衛船は若郷村唯一の廻船で、名主勘兵衛が所有する八反帆の船である。沖船頭喜左衛門は出船手形を受けに本村の島役所(陣屋)に出頭し、江戸の代官所へ提出すべき「帆別永書上」と、出府中の年寄市右衛門宛の書状などを依頼されている。勘兵衛船には2人の便船人があった。兩人とも江戸への出稼人であるが、兩人とも30歳代の男性である。新島では普通次男以下の若者が江戸へ奉公に上がるのだが、兩人ともすでに若者と言える年齢ではない。おそらく、不漁・不作などの理由での有期出稼ぎであったろうか。文化9年にも三左衛門の漁船で、七左衛門の伴鶴松が便船して「江戸江奉公稼二出ル」(40)と見えている。

(6) 火災

文化2(1805)12月12日の夜亥ノ刻(午後10時頃)に、ある百姓持ちの小屋から出火した。その時刻には強い西風が吹いており、たちまち11軒の百姓家が焼失した。村人ばかりではなく、流人も残らず消火に当たった。強風のため防ぎようもなく、小屋を含めて40軒ほどが焼失している。火事の原因は火炉の灰を小屋に入れ、水を掛けて置いたが、雨戸の隙間から風が吹き込み「煽返り、軒へ火移り、直二屋根江焼抜ケ申候」と判明した。大火ではあったが幸い怪我人はひとりもなかった。(41)小屋とは灰を貯蔵する堆肥小屋で、新島に限らず各地の農家では灰は貴重な肥料なのである。

『新島役所日記』の文化14年(1817)12月27日条に、今朝五ツ時(午前8時頃)前に七軒町より出火し、百姓家・流人小屋合わせて8軒が焼失するという火事があったと記されている。この火災について12月10日付「御注進」と、文化15年正月付の「乍恐以書附奉願上候」(3点)の計5点が『文化十四年御用書物控』に収録されているので、次ぎにそのあらましを述べる。



12月下旬に入る頃から新島では強い西風が吹き募り、26日の朝六ツ(午前6時頃)過ぎに流人岡田安之助の小屋から出火した。安之助は江戸御台所頭支配岡田和平の倅で、寛政2年(1790)流刑になり、文政7年(1824)10月に御赦免になった流人で、在島34年に及んでいる。この火事で、彼の小屋から風下の百姓家4軒と、流人小屋4軒が焼失したが、夜明けの火事であったため、防火の手筈が良く、この程度で鎮火した。しかるところ、同日の暮六ツ(午後6時)頃に、今度はある百姓家の物置小屋から出火し、烈風に吹き立てられて、火勢がますます強まり、防火が思うように行かず、四方へ飛び火した。名主の青沼家をはじめとして、百姓居宅108軒・隠居家・物置小屋・牢囲い・流人小屋など当時新島は若郷村を合せて376軒(百姓居宅)であり、本村は300軒でほぼ1/3が焼失する大火であった。

夫食第一のサツマイモはそれぞれ居宅縁下の土中に囲っており、余りにも火急のこと故、取り出すことが間に合わず、そのまま蒸し焼きになってしまった。このため差し当たりの夫食に難渋していると、代官所へ実情を報告している。

最初の火事の原因については、流人安之助は貧窮の身であり、殊に当日は寒さが厳しく、火炉に火を焚き、寝入ってしまったところ、隙間から吹き込んだ風で、炉火が茅屑に燃え移り、たちまち屋根へ燃え抜けた。夕暮れ時に起きた火事の原因は消えた灰を堆肥小屋に入れ置いたところ隙間風で、消えたはずの灰がおき返ったというのである。

主食のサツマイモは家屋と共に焼失し、当面の食料に窮した。その上、鍋釜も使いものにならず、多くの島民が食料不足で難渋している。難に逢った彼らは親類・縁者を頼って、食料を分けて貰ってはいるが、元来、貧窮の島方であり、途方に暮れ悩んでいるところである。今年には特に不作だったので、サツマイモは来年の種芋しかなく、食料は決定的に不足している。また、打ち続く不漁中ゆえに、国地から雑穀などを買う金もない。島中難渋を極め、流人にいたっては生活力とてなく、百姓・流人共飢渴にあえいでいる。夏作の取り入れの5月中旬までのお救いをお願いしたい。また、仮住まいの補修、鍋釜・農具など、自力で賄えないので、御慈悲をお願いすると必死である。

本村は一カ所に居宅が密集して建て続いており、屋根は言うまでもなく壁など三方すべて茅葺きである。しかも海岸に近い集落で、強い西風を防ぐものとならないので、火災には実に弱い村である。この火災で本家・隠居家や、物置小屋など都合398軒が焼失した。食料も一緒に焼失し、必死難渋している。当面は無難の百姓に助けられてはいるが助ける側の百姓も貧窮の者共で、島中一統難儀を極めている。流人は百姓の手伝いをして日々暮らしているが、近年は流人の数が増え困難の極みである。凶悪な事件が発生する前に、ぜひ流人たちの御赦免を仰せ付けられ、少しでも流人の数を減らして欲しいと、決して為政者が認めないようなことまで嘆願しているのである。

#### (7) 早魃

文化13年(1816)の『新島役所日記』5月11日条には「夜中いなさ大風雨之処、夜半頃より西大風二成、所々屋根・垣等損シ、苗場大キニ痛候場所多分有之候」と見え、閏8月4日条にも「昼後より前浜大波ニ而納屋まで波打ち上ケ、漁舟・居屋舗際迄上ケ、繁置廻船迎茂右之通」と記されている。前浜は島の西海岸にある砂浜で、居村に近く、重要な船揚げ場だが、西風が強い新島の西海岸に面した本村は、厳しい立地条件にあった。にもかかわらず船着場はこの西海岸で、素人目には島の反対側の羽伏浦の方が船着場に適しているのではないかと思われるが、集落に近い西海岸に船着場はある。そのためにも防風林の整備は不可欠で、共同作業で小松などを植林している。閏8月付の「乍恐以書附御届奉申上候」を次に引用する。

一 当閏八月四日明方方異風段々吹募、雨頻りに降り出し、己ノ刻頃方大風・大時化二相成、百姓居宅防方相働候故、少々ツ、破損仕、右故前浜次第に高波打上、午下刻頃巳午の風二吹替り候時分、弥口烈風ニ而潮砂を吹上ケ、浪時化高波打込ミ、夫方西風ニ吹廻り、至而激敷、廻船・漁船平日揚置候場所を打越し、危く相見へ候故、村中男女罷出、廻船者岡口遥ニ引揚ケ、芋綱・口綱其外有合候綱を以繫置、漁船之儀者小船故大勢之者共居村内引揚申候、右様之儀ニ御座候故、前浜之内字中河原与申所江者、海岸より式丁程岡江高波打込、其外字わかだ与申浜江茂、壹丁半程浪打上ケ申候、其節浜方ニ働居候人足七八人高波之中江打倒され、概に人命危く海へ巻被出候処、大勢取掛無ニ無三に引上ケ相助ケ申候、夜中之儀ニ御座候而者、中々働方相成不申候得共、昼之内故斬々相働、一同怪我無之、廻船・漁船繫留申候、前浜之儀別而砂地口高波之浜付地方打崩れ、海岸寄り来候様子ニ相見へ申候、尤羽伏浦方南へ廻り、ま下浦迄砂地之浜方者、是迄年々波ニ打崩れ、此度之浪荒ニ而猶更海岸口方近く崩れ寄り申候、若郷村之儀、右同様騒働仕、前浜凡高サ八九尺通り大波に掘切、居村之方險阻成がけに相成候得共、一躰砂地に小石交り之浜故、普請出来方易ク、翌日方両村共人数取掛り、船々海岸江卸シ候様ニ取拵へ申候、右躰之大風故、居村者不及申ニ、山林畑地風ニ向ひ候分者、竹木吹からし燃し候様ニ相成、甚痛ミ申候、第一作物損毛之儀、左ニ奉申上候

一 薩摩芋え儀、先月中数日雨降続候故、蔓葉計延立、子附生長不仕候上、此度之大風ニ而、葉揉ミ切候故、半作にも可相成趣ニ奉存候、併土中之実入ニ御座候故、善悪之儀難計奉存候

一 粟・里芋之儀、三分通り之取実ニ相見へ申候、右之外諸作共半毛ニ相成申候  
其外草タミ三分通り相残り、椎の実少々計相見へ申候

右之通大風ニ而津波同様成波時化之儀者、極老之者、前々方承り及無之由申之候、当年迎も打続不漁之上、不慮成禍を請、小前一統難儀至極ニ奉存候、依之、前書之趣、乍恐奉申上候、以上

伊豆国附新嶋

文化十三子年閏八月

枝郷若郷村

年寄 市左衛門

名主 勘兵衛

本村

年寄 市右衛門

同 嘉兵衛

同 惣左衛門

同 利左衛門

名主 青沼儀右衛門

地役兼帯

前田数馬(42)

杉 庄兵衛 様

御役所

この閏8月4日の暴風雨は現在で言うところの台風で、新嶋では通例として風が廻り込んで西に廻ったところでもっとも強烈になる。このため前浜に高波が襲い、陸揚げしてある船に高波が打ち付けるようになった。船が沖に引かれる恐れが生じたため、村中の者が出て大型の廻船を岡の上の安全地帯まで引き揚げて、太綱で繋いで固定した。小型の漁船は直接担ぎ上げて集落の中に運び込んだ。

海岸から2丁(約200メートル)ほど岡上に位置する字中河原まで高波が押し寄せた。この作業中に7・8人が高波に巻き込まれてなぎ倒され、沖へ引かれそうになったが大勢で救助した。夜中のことであったが、幸いなことに一人の怪我人もなく無事であった。前浜ばかりではなく、裏側の「羽伏浦」から南の「ままた」までの海岸がその形を大きく変えられた。それほどの大波であった。島の北端に位置する枝村の若郷村も同じような被害に逢った。集落から山林・畑地も大きな被害を受けた。潮を含んだ強風で竹木は枯死した。

根栽で安定食糧として、当時「夫食第一」のサツマイモは先月(8月)の多雨で蔓葉ばかりが伸び実が育たず、掘り出して調べた訳はないが、この大風で蔓と葉は揉み切られ、根実の育成は止まり、せいぜい半作程度と推定される。粟・里芋も三分通りの作、草ダミも三分、椎の実は少々見える程度である。津波のような高波で、古老はこのような時化を経験したことはないと言っているほどひどい気象であった。このような災害に加えて、当年も打ち続く不漁である。このため島民の生活が成り立たなくなるのが心配であると代官所へ実情を報告している。

翌年の文化14年(1817)7月20日にも、新嶋はまたも台風に襲われている。「新嶋役所日

記」には

辰巳風終日大時化、昼過頃方次第ニ風雨強、はこび雨(43)、大風、夕七時頃な  
かし風ニ吹廻り、西風ニ相成雨止

- 一 今朝方時化ニ而昼過頃はこび雨、大風吹出ス、村内居宅者損し無之候得共、所々垣根ハ  
吹たおれ、作物場所ニ方粟者痛ニ相成ル  
とあって、家屋への被害はないが、農作物は被害を被ったことが記されている。この災害  
についても「新島御用書物控」は詳細に記録しているので、次に引用する。

乍恐以書附御届奉申上候

- 一 当五月上旬頃雨少々ツゞ折々降候得共、中旬頃方早打続、六月に移り至而旱魃ニ相  
成、諸作早損仕候様子ニ相見へ、一統安心不仕候ニ付、諸神仏江日々雨乞心願候得  
共、凡五拾七八日程間旱魃故、作物手入可仕様無御座、村中信心□丹精仕候処、七月  
五日方雨降出し、六□至夜中共雨天ニ而天水を請候故、夫方薩摩芋芽ふき致、粟・大根  
茂場所ニより、枯残り候分生ケ直り候様子ニ相成候処、七月廿日明方方大時化、辰巳風ニ  
而昼頃方次第ニ大風吹出、はこび雨ニ相成、居村屋根・垣根等吹破り候程故、諸作早損  
之上、又候、大風ニ被博て、夫食第一之薩摩芋子附候時節、蔓葉もミ切、其外作物早損・  
風損之様子左之通奉申上候
  - 一 薩摩芋之儀、旱魃之上大風・大時化ニ揉れ候蔓葉根付、殊之外痛候故、半作ニも可相  
成程奉存候、併土中之実入ニ御座候故、善悪之儀難計奉存候
  - 一 大角豆之儀、旱魃ニ而六月中蔓葉江多分虫附、早枯ニ而皆無ニ相成申候、場所ニ方漸種  
取仕候ものも有□□是迄相応ニ取実御座候節、小前之者共、壹ヶ月程之夫食之足ニ仕  
候  
処、皆無ニ相成り、夫食不足故難渋仕候
  - 一 粟作之儀、早枯ニ相残り候分、漸天水を請候而実入可仕処、大風雨ニもまれ、又者穂立  
吹折候場所茂有之候故、往々実入有之間敷様子ニ相見へ、先ツ三分通り程之取実ニ可  
相  
成程ニ奉存候
  - 一 大根出来方三分通り之取実ニて相成与被存候、里芋之儀者、場所ニ方漸種取も□□様  
子ニ相見へ、多分ハ早枯□ニ相成申候、実入□当時□□無難計奉存候、其外枯残り候  
作物右ニ准シ、都而損毛仕候
- 前書奉申上候通、早損・風損ニ而殊更不漁故、此節夫食至而之敷、薩摩芋実入候迄之取続  
方、村中一統難義至極仕候、依之、前段之趣乍恐奉申上候、以上

文化十四丑年八月

伊豆国新嶋

若郷村

年寄

名主

本村

年寄

名主

地役人

杉 庄三郎 様

御 役 所

文化 14 年はサツマイモ植付けの 5 月上旬には適度な降雨に恵まれて、出足は良かったものの、中旬には早りになり、6 月まで続き、早魃の様相が濃厚になった。島民は不安を募らせ雨乞いをしたが、2 ヶ月も雨は降らず、強度な不安に陥った。7 月 5・6 日に慈雨があつて、枯れた作物が生き返り、島民一同安堵したものであつた。しかるに 7 月 20 日の明け方から大風が起こり、家屋などに被害があり、生き返ったばかりの作物が痛み付けられた。サツマイモは半作となり、島民の 1 ヶ月分の食糧である大角豆は壊滅で、良くて来年の種になるだけであろう。粟・大根は 3 分。里芋は来年の種芋程度の収穫である。打ち続く不漁で新島では島中一統難義の極みにあると訴えている。(44)

#### (8) 抗火石(コウガセキ)

抗火石(コウガセキ)の名称は近代に入ってから命名で、大正元年(1912)に商品名「コーガ石」の名で販売された。以降、新島の基幹産業となり、現在でも新島では重要産業のひとつになっている。向山周辺で採掘される軽石状の火成岩で、耐火・耐熱などに優れている。江戸時代にはすでにこの特性が注目され、島内では建築材などに利用されていたらしい。江戸時代にはまだ定着した名称は詳らかではないものの、国地からこれを求める者もいて、江戸の嶋会所(嶋方役所)などを軽油して島外に移出されていた。

江戸時代の記録を探すと、天明 2 年(1782)の「御見分役人之請書」には「つぼ石」「火どこ」「かま石」などが見えるが、これは製品の名称であつて、材質の名称ではない。このため、ここでは便法的に今では一般的に通用している「抗火石」(コウガセキ)の名称を用いることにした。なお、材質名称として見ることはできないが、「軽石」・「浮石」(カブイシ)などとばれた例もある。ともあれ近世では産業と呼ぶには余りにも素朴な段階ではあつたが、近代的な地場産業の萌芽を感じさせるものと言える。

文化10年(1813)□月10日付「覚」(A)と、酉3月付「覚」(B)を併せて次に引用する。

(A) 覚

一 式升焚へつつひ 式つ壺組  
左之通之図 荒取石にて  
但 式ツよせ候て□□へ壺  
組ニ致候、尤石□□之儀者  
此方ニ□□、荒取ニ而被遣  
可□□ニ而細工致候、□□  
山取被成□□  
先年 御番所御□□石、其嶋  
方出候□□

右之通、浦賀従御役所御注文被成  
□ □荒取石ニ而早便ニ被遣□□候、  
尤代物之義、御記被遣□□

□月十日 浦賀下田問屋  
道家八郎左衛門

新嶋

勘兵衛 様  
喜左衛門 様

(B) 覚

火とこ 式ツ  
代三百廿四文  
外ニ□□

α 五百文

此代附之儀者、道家八郎左衛門□□喜左衛門□□ニ而書付□□書加へ、五分□  
□石細工、火とこ代并船□□ 代御座候

酉三月

新嶋 若郷村

勘兵衛船船頭 喜左衛門(45)

道家八郎左衛門 様

これは抗火石製「へつつい」の注文で、浦賀御船番所が下田の問屋道家八郎衛門を通して、新嶋に注文した品である。新嶋特産の抗火石は、江戸時代には嶋会所を通して、国地からの注文を受け、製造販売していた。上記の史料は浦賀御番所からの注文であり、

江戸市中ではないので、下田の間屋が仲介をしている。たまたま新島若郷村の勘兵衛廻船が下田に寄港した際、船頭喜左衛門に注文書を託したものである。抗火石は加工するものだが、新島の砂(羽伏砂)そのものを国地から注文することもあった。

覚

□ 入半切ニ而

一 羽伏砂 三石

右者注文□□遺間、便船次第□□

五月九日 嶋方役所 印

新嶋

地役人 前田数馬(46)

同じような注文として、文化14年には羽伏砂の注文があった。(47)

「羽伏砂」は新島羽伏海岸のみに産出する砂ではなく、新島に広く産出する純粋度の高い珪石である。「抗火石」は風化して砂質になり、これが海水などによって洗浄堆積した純粋なまでの白い砂で、江戸では築庭などに用いられた高価な材料であったらしい。ただ、新島では反って純粋な砂質の畑地であるが故に、保水力が乏しく農業には不適で、ために水飢饉が毎年のように島民を悩ませ続けるのであった。

(つづく)

注) 連載のご報告について

調査研究活動「研究紀要」江戸中期の文化年間の新島―「御用書物控」と「島役所日記」を中心として

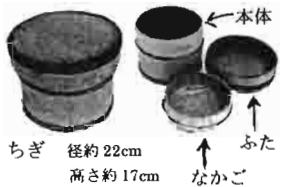
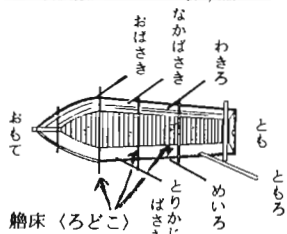
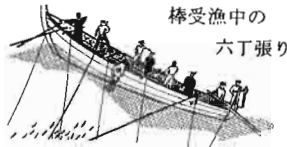
元法政大学教授 段木一行先生の上記論文は、平成20年度 新島村博物館年報へ引き続き掲載いたします。



イー「テ」タッテ「ユー」ジャ。ソ「リ」ヨ ヒ「ト」ツツツ タイ タイ  
 イ「ッ」シューカン ナ「ガ」ザ「イ」タッテ「イ」。ウ「ア」ー ソ「イ」ディ ジ  
 「ブン」ワ 「ゼン」コ「ゼ」ン ショ「ー」ガ「ネ」ー ポラ ドロ「コ」イト ム  
 「スン」ディ ア「ッ」タカラ (ウ「ア」ー) オ「ッ」パ「ライ」ネー「ディ」ソン  
 「ナ」 オ「ー」シ「マ」ノ ア「ノ」 ド「コ」ラカ サ「シ」キ「ジ」ラカ ド「ッ」カラカ ヨ  
 ッ「ダ」ッテ「ユー」ジャ。モ「ー」 ド「ー」セ ア「イ」ディ シン「ダ」ズ「ラ」ジャ。  
 コ「ノ」 ヤ「メ」ート 「マ」ーウ「ディ」 ア「ガ」ッテ「イ」ム「チュ」ーン「ナ」ッ  
 テ「イ」ヨ「ー」サ「モ」 ビ「オ」 ツ「キ」テ「イ」ア「ガ」ッ「タ」ッテ「イ」。イ「ッ」シュー  
 カンム ナ「ガ」ザ「イ」タッテ「イ」。ソ「ー」イ「タ」ラ デン「ポ」ーガ キ「テ」イ  
 ヨ「ー」。ソ「ノ」 ジ「ブン」。ソ「リ」ジャ「ー」 イ「キ」テ「イ」イ「タ」ロー「ガ」 ヨ「ッ」タラ  
 イ「キ」テ「イ」イ「タ」ッテ「イ」。(オ「ー」(ソ「ー」ダ「ヨ」。ム「カ」シャ「ー」サ「サ  
 「ツ」マイモガ シュ「シ」ョク「ダ」モノ、ネ。) フ「ネ」ガ ソ「ラ」 フ「ネ」ー  
 ムス「ビ」ツ「キ」テ「イ」ア「ッ」テ「イ」ガ「ラ」ダ「ガ」 ハ「ナイ」ネ「ー」ガ「ラ  
 ソ「イ」ディ ツ「イ」タラ。ダ「ケ」ム ベ「ツ」 ベ「ツ」ニ ナ「ッ」チャ「イ」バ  
 ジ「ブン」ガ ダ「メ」ズ「ラ」ゲ「ド」ヨ。フ「ネ」ワ ダ「カ」ラ フ「ネ」カラ ナ「ガ  
 リ」ユ「ー」 ト「キ」ニ「ヤ」ー イ「タ」ゴ「ディ」ム イ「ー」カラ モ「ッ」テ「イ」オ  
 「ノ」ロッテ オ「イ」ダ「ー」 チョ「ー」ギン「ジ」ーウ ヨ「ク」 ソ「ー」 イ「ッ  
 「ダ」ク「ー」ナ。フ「ネ」カラ「ナ」 ア「ノ」 ナ「ミ」ーン「ナ」ッテ ニ「キ」ユ「ー」ト  
 「キ」ニ「ヤ」ー イ「タ」ゴ「ッ」パ「チ」ョ イ「チ」メ「ー」ディ「ム」 イ「ー」カラ モ「ッ  
 テ「イ」オ「ノ」ロ。ソ「ー」 シ「リ」バ ソ「イ」ガ ダ「ス」キ「テ」イ「キ」ユ「ー」。  
 ヨ「ク」 ソ「ー」 イ「ッ」ダ「ッ」ケ「ガ」ヨ「ー」。

母音が保たれている場合のみ「ゝ」を付けることとする。(ウ「ア」ー)と表記されている聞き手の実際の反応の声は[ə:]で、仮名表記は不可能。

船床(ろどこ)は「ロロコ」「ドロコ」と2様に発音されている。これは若郷方言の特徴である[d]→[r]([r]は舌先弾き音)という音移りの結果である。



「オノロッテ」は高齢者では「オノロッテ」となるのが普通であるが、標準語の影響を受けて、時折「・テ」が「・テ」と発音される。

「タスキテキユ」では「ス」に母音脱落、「キ」「ティ」にそれぞれ母音の無声化がある。母音脱落を x で、母音の無声化を ˆ で示す。

# くっらびー

新島村方言談話の記録

第 1 号

## 若郷方言談話の収録

気取らない、普段のままの方言談話(クッチャビー)の収録は、方言生活の実態を丸のまま生き生きと記録して後世に伝えるために今すぐにしなければならないことと思います。そこで博物館では、手始めに若郷で方言談話の収録に取り組みました。

11月14日、若郷生まれ若郷育ちの5人のお年寄りに、旧若郷小学校の一室にお集まりいただき、自由に語り合っていました。おいでくださった方々と生年は次のとおりです。(通称名の「は声の上がり目」、「は声の下がり目」)

- ゴ「ノ」モン「ジ」ー (梅田梅吉) 大正4年
- リ「キ」ドン「バ」ー (植松マサ子) 大正9年
- オ「ス」ギン「バ」ー (前田スギ) 大正9年
- モ「デ」ン「バ」ー (石野ヤス) 大正12年
- ツ「ノ」ン「ジ」ー (前田早苗) 大正15年

当日は、午後1時15分から興のおもむくままに様々な話題についてしゃべって(クッチャビッティ)もらいました。話は盛り上がり、尽きることがない様でしたが、その部屋



色々な話題で盛り上がり、時間が経つのも忘れる

発行 新島村博物館

2007年(平成19)12月1日

〒100-0402 東京都新島村本村2-36-3

TEL 04992-5-7070 FAX 04992-5-1998

E-mail museum@nijijima.com



旧若郷小学校の一室で語り合う皆さん

にたまたま展示してあった鐘(カニ。授業の開始と終了を知らせるために手で振って鳴らした)を振り鳴らし、昔懐かしいカニの音に一同大笑いしながら、「鐘が鳴った。そろそろ仕舞おうよ」と約1時間40分のクッチャビー(語り合い)が名残り惜しくお開きとなりました。

このクッチャビーはすべて録音・録画されていますから、CDにして保存することになります。また、将来はこの録音資料の多くの部分を次の2種類の表記(書き表し方)で書かれた資料として残すことが望ましいと思います。

第1の表記は、「漢字・ひらがな表記」です。この表記は音声の高低(アクセントなど)を表すには不向きですが、文章の意味を理解しやすい利点があります。新島村方言の話し手なら音声の高低をつけて読めますから、ことさらに高低を示す記号の助けは不要です。また、この表記は一般の人々が、音声の上がり下がりにかかわらず話の内容を方言の



流れに沿って手っ取り早く理解するのに適しています。

第2の表記は、上がり目・下がり目付きの「かたかな表記」です。文節によって分ち書きしてあり、音声の上がり目を「で、下がり目を」で、それぞれ示しています。この「かたかな表記」は、方言生活の実際において重要な働きをする音声の高低関係（アクセント・イントネーション等）をも含めて、新島方言を学ぼうとする人々、あるいは学問的・専門的に研究しようとする人々のためのもの



## 体を艀床に結び付けて漂流し、助かった話

語り手 モデンバー

### 漢字・ひらがな表記

ろくちよっぱ  
六丁張いでいチョーギンジーがおっぱなさいてい  
なが  
流いた時によー、1週間、うみよ流いていいたってゆ  
ろろこ  
一ろ。そーしててい、そー、艀床があうじゃ、こ  
の船の。あいーと自分のからだー結びつきていよー。  
（おー）そすと、むかしやわ、ほら、ちぎってゆーがあ  
うじゃ。（お、お、お、お、）そーと、はつま一杯  
い  
（おー）入ーていたってゆーじゃ。そりよひとつつ食  
なが  
い食い1週間流さいたつてい。（うあー）そいでい、自  
どろこ  
分わけんーぜん、しよーがねー、ほら、艀床いと結ん  
でいあったから、おっぱないねーでい、（うあー）そん  
さしきじ  
な、大島の、あの、どこから差木地らかどっからか寄つ  
たつてゆーじゃ。もー、どーせ、あいでい死んだずらじ

のです。なお、この表記の右に付されている注には音声学の用語や国際音声記号（[ ] 内の記号）が使われていますから、一般の人々向きではありません。ご不明の点がありましたら博物館にお問い合わせください。

以下に、収録した談話からモデンバーが語る海難の話（1分25秒）を「漢字・ひらがな表記」と「かたかな表記」で示します。ちなみに、若郷では、これ以前にもヤブージン「シ」が同様の海難事故を経験しています。

六丁張い→六丁張り：艀(ろ)6本で舟を漕ぐこと。またはその舟。  
チョーギンジー：チョーギーという屋号の家のおじいさん。  
おっぱなさいてい：(大波を食らって舟から)投げ出されて  
うみよ：海を  
いたつてゆーろ→いたつてゆーど  
：いたそうぞ  
ろろこ→ろどこ：艀を据えるための横木。4ページの絵図参照  
あうじゃ→あるじゃ  
あいーと：あれへと  
（ ）は聞き手の反応の声等。  
ちぎ：小型のお櫃(ひつ)のような弁当箱。4ページの写真参照  
そーと：それへと  
はつま：さつまいも  
入ーてい：入れて  
そりよ：それを  
そいでい：それで  
ぜんーぜん：全然。「んー」は「ん」の強調の伸ばし。  
おっぱないねーでい：(海へ)投げ出されないで  
どろこか→どどこか

山  
や。このやめーとまーうでい上がって、夢中になつて  
むちゅー  
い、よーさも火をつきてい上がったつてい。1週間む流  
さいたつてい。そーいたら電報が来ていよー、その時分。  
そりじゃー、生きていいたらーかよつたら、生きていい  
たつてい。（おー、そーだよ。むかしやー薩摩芋が主食  
だもの、ね）船が、そら、ふねー結びつきていあつ  
てい体が離いねーから、そいでい着いたら。だけむ別々  
になつちやいば、自分がだめずらけどよ。船わ、流りゆ  
一時にやー、板子でいむ良いから持ってい下いろつてい、  
おい  
俺げーチョーギンジーわよくそーいったつてい。船  
波  
からな、あの、なみーんなつて逃ぎゆーときにやー、板  
いちめー  
子つぱちよ1枚でいむ良いから持ってい下いろ。そーし  
りば、そいが助きていきゆー。よくそーいったつていよ  
ー。

### かたかな表記

ロクチョッパイディ チョーギンジーガ オッパナザイティ  
ナガイタトギニヨー、イッシユーカーン ヲミヨ ナガイティイ  
タッテユーロ。「ソーシティティ ソクー ロロコガ アウジャ、  
コクアネノ。アアト ジブンノ ガラダー ムスピツツギティ  
ヨー (アー) ソスト ムカシヤワ ホラ チギツテユーガ  
アウジャ。（オ オ オ オ）ソアイト ハツマ イツペー

差木地らか→差木地だか  
あいでい→あれで：ここでは、「難破して流されて」の意味。

ずらじゃ：だろうよ  
まーうでい：何度も  
よーさ：晩  
その時分→「その時分（は至急連絡は電報だった）」  
生きていいたらーか；生きていたの  
のろろか  
てゆつたら：と言つたら  
（そーだよ・・・）の発言者は大正9年の若郷生まれだが、15歳から53歳頃まで川崎と東京に移住。「・・・もの、ね」は移住の影響。  
着いたら→着いただけ  
だけむ：だけでも  
流りゆー：流れる  
板子でいむ：板子でも

俺(おい)げー：私になみーんなつて：波になつて。「なつてい」となるのが普通。  
逃ぎゆー：逃げる  
板子つぱちよ：板子先端を  
そーしりば：そうすれば  
そいが：それが  
助きていきゆー：助けてくれる

「」は音の高さの上昇、「」は音の高さの下降を示す。

「ガ」・「ギ」・「グ」・「ゲ」・「ゴ」の子音は語頭で [g]、語中では [ɣ] か [g]。

「ツ」・「キ」の下に付けられている「 $\downarrow$ 」は母音の脱落または無声化がないことを示す。東京語では脱落または無声化が起る音声環境であるのに、有聲

## 新島村博物館でボランティアをはじめて、早、5年！！

新島島役所資料の整理ボランティアー小平新島倶楽部

小平新島倶楽部のみなさんが新島村博物館で古文書整理のボランティアをはじめて5年が経ちました。総数6人の精鋭集団です。

普段は小平市の図書館や東京修復保存センターなどで古文書の整理の仕事をしている方々です。近世の古文書がスイスイ読めるため、短い時間で要領よく整理していただいています。

新島島役所資料は、未整理のためまだ総点数が把握できていません。江戸時代から明治時代までの古文書が多数ありますが、明治11年までの整理を目標に作業を進めてきました。今後はカードに整理し、その上で目録を作成して、最終的には印刷物として保存して行きたいと考えています。

その工程はすべて手作業のため、時間がかかっています。島外の方々が毎年古文書を読みながら整理していただいているので、新島村博物館としては、かなり助かります。整理作業は目立つ作業ではありませんが、とても重要な仕事です。こうした地味な仕事が博物館の仕事です。毎日こつこつ仕事をしながら成果が現れてくるので、根気もいります。

新島島役所資料は、東京都指定の資料と新島村が保有している資料のふたつに分けられます。都指定件数と、新島村が保有している件数。(江戸時代から明治11年まで)整理の結果、意外に少ないことがわかりました。こうした古文書を中性紙の箱に整理して永久保存をして行くため現在懸命に作業を進めています。



古文書を整理する小平新島倶楽部のみなさん

村内の文化財案内板が新しくなりました。

観光シーズンを前に村内にある案内板をリニューアルしました。

宮塚山の案内板は風衝地にあるため、風化が激しく傷みやすく、薩摩畑の案内板は落葉により汚れやすい。村内に設置してある案内板は場所によって劣化の速度が異なります。

式根島の案内板もリニューアルしました。泊神社の案内はほとんど解説不明状態でした。

#### ー学校と博物館が連携ー

新島小学校 3 年生が博物館で新島の自然・歴史・民俗・伝説・昔の仕事などの学習に取り組んでいます。地域の子どもたちは、まず地域の学習からはじめ、地域を知ることがとても大切です！！



渡浮根遺跡で石器時代をともに学ぶ

#### 4. 新島のラン・確認種

平成11年新島村博物館年報に記載した「新島のラン」(北村 武筆)は、当時27種を確認種として記しましたが、その後の調査により昨年3種(アキザキヤツシロラン・ムカゴソウ・ナゴラン)を確認し、さらに今年3種(ユウシュンラン・カゲロウラン・ナヨテンマ)を確認しましたのでご報告します。

これで新島のランの確認種は全部で、33種になりました。

なお、確認された調査員は自然愛好会会長の山下仁左衛門氏、都立新島高等学校の八木正徳氏でした。

写真は山下仁左衛門氏がフィールドワーク中に撮影したものです。ご協力ありがとうございました。



カゲロウラン

「カゲロウラン・・・オオスミキヌラン。高さ10cm～20cm、花は8月～9月に開花・四国、九州琉球、台湾に分布。常緑樹林下に見られるが数は少ない。この種は新島にもあると思われていたが、見つけることができなかった種でした。」



ユウシュンラン

「ユウシュンラン・・・シイ、カシ、ブナ帯の林内落葉の間に生える多年草。茎は高さ 10cm～20cm で小形の葉が 1～2 枚つく。花は白色。北海道、本州、九州に分布するがまれ。花期は 4 月～6 月。」



ナヨテンマ

ナヨテンマ(オニノヤガラ属)

「無葉緑腐生植物。常緑広葉樹林下にはえる。オニノヤガラに比べると、茎は細く、高さは 10cm～60cm で小さく、花も 5～15 個で少ない。ほかに花弁が子房より長く、唇弁は三角形で基部は切形、縁は細裂しないなどの違いがある。花期は 6～7 月。千葉県、静岡県、広島県、四国、九州に分布するがまれである。」

※ その後の調査では、シュンラン・コケイランが確認できませんでした。

## 新情報コーナー



シイノトモシビダケ

朽ちたスダジイの木に宿る光るきのこ(シイノトモシビダケ)宮塚山で撮影(山下仁左衛門氏)  
毎年6月の梅雨時に見られ、伊豆諸島全域に分布していると思われます。



クロツラヘラサギ



クロツラヘラサギ

渡り鳥ー伊豆諸島は渡り鳥の中継地点。運良く見かけました。  
(写真撮影:山下仁左衛門氏)